

## 任意継続組合員脱退申出及び任意継続掛金還付請求書

本書により、国家公務員共済組合法第126条の5第5項の規定により任意継続組合員でなくなることを申し出ます。  
また、前納した任意継続掛金のうち未経過期間に係る掛金がある場合は還付を請求します。

		申出年月日	令和 年 月 日
組合員番号		組合員氏名	
		生年月日	
		(フリガナ)	
		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	
		年 月 日	
〒 -		現住所	
		電話番号(日中連絡先)	
※共済組合で登録されている住所と異なる場合、記載の住所に変更登録を行い、資格喪失証明書・還付通知書等の郵送先とします。ご要望がありましたら余白に記入してください。			
<b>【脱退事由】該当する番号の口にチェックを入れ、右の必要事項もチェック・記入してください。</b>			
① 脱退 申出 等 記入 欄	<input type="checkbox"/> 1	次のいずれかに加え ・協会けんぽ ・健保組合 ・他の共済組合	資格取得年月日を記入の上、確認資料と併せて本書を提出してください。 <input type="checkbox"/> 資格取得年月日：令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 確認資料：新たに加入した健康保険証の写し ※ 国民健康保険・国民健康保険組合への加入は「3 任意脱退」を選択してください。
	<input type="checkbox"/> 2	日本郵政共済組合 へ再加入	資格再取得年月日を記入してください。確認資料は不要です。 <input type="checkbox"/> 資格再取得年月日：令和 年 月 日 【注意事項】任職組合員から現職の組合員になる場合、被扶養者の認定資格は引き継がれません。 改めて被扶養者の認定申請手続きをご確認の上、お手続きください。
	<input type="checkbox"/> 3	任意脱退 ・国民健康保険に加入 または ・親族の被扶養者になる	【注意事項】 資格喪失日は、共済センターで本書を受け付けた月の翌月1日となります。
	<input type="checkbox"/> 4	死亡	死亡年月日を記入の上、確認資料と併せて本書を提出してください。 <input type="checkbox"/> 死亡年月日：令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 確認資料 ※ご不明な点は共済組合コールセンター(0120-97-8484)までお電話ください。 <input type="checkbox"/> 死亡診断書又は死体検案書の写し(死亡年月日及び死亡事由の証明書類) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本の写し(続柄及び先順位の相続人であることの証明書類) <input type="checkbox"/> 相続人代表者選定届(同順位の相続人が複数名いる場合のみ提出) ※ 下欄②相続人還付請求記入欄もご記入ください。
	資格喪失証明書の発行		<input type="checkbox"/> 希望する 《使用目的： 》 ※ 口がない場合、資格喪失証明書は発行いたしません。

※ 脱退事由が4(死亡)の場合は記入してください。

② 相続人 還付請求 記入欄	相続人氏名(還付金振込先口座名義人)		生年月日		元組合員との続柄	
	(フリガナ)					
			<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年 月 日	
	〒 -		相続人住所		電話番号(日中連絡先)	
※必ず記入して下さい						
還付金振込先(ゆうちょ銀行口座)						
↓ ※通帳に数字の記載がある方のみご記入ください						
通帳記号番号		1	0	-	-	1
※8桁未満の場合は右詰めで記入し、空欄には「0」をご記入ください。						

※ 請求者が上欄②の相続人と異なる場合は記入してください。

③ 請求者	請求者氏名		請求者住所		相続人との関係		
	(フリガナ)						
	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年 月 日		〒 -		
		日中連絡先電話番号( )					

送付先 〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1  
日本郵政共済組合共済センター 任職担当あて

※上記以外へ送付されますと、手続が大幅に遅れる場合があります。

<任意継続掛金の還付について>

本書の提出により確定した資格喪失日に基づき、未経過期間分の任意継続掛金は還付します。  
概ね、本書類の受付日の翌月上旬に「還付通知書」をご自宅あてに送付し、同月20日(非営業日の場合は翌営業日)に送金します。

受付日	審査	1	2	資格喪失日	還付対象年月	短期	円	処理日	/
				令和 年 月 日	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで ( 月 日 )	介護	円		